

就学援助◆よくある質問等

Q1. 就学援助費の支給時期はいつですか？

A1. 7月、12月、3月を予定しています。新入学用品費の入学前支給に該当する方は、入学前にも支給があります。

Q2. 就学援助を受けていれば、校納金は納めなくていいですか？

A2. いいえ。校納金は保護者の方が直接学校に支払ってください。就学援助を受けていれば校納金を支払わなくてよい、ということはありません。

Q3. 支給金額はいくらですか？

A3. 個人によって異なります。裏面を参考にしてください。また、給食費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費等については、学校教育課が学校に調査をします。保護者の方の提出書類等は必要ありません。

Q4. 1度申請をすれば、もう申請をしなくてもいいですか？

A4. いいえ。毎年度申請が必要になります。就学援助費の受給を希望する方は、毎年度申請をしてください。

Q5. 5月上旬を過ぎても申請は受け付けられますか？

A5. はい。随時受け付けています。ただし、申請した月から適用されますのでご注意ください。

Q6. 振込希望口座を変更したいのですが、変更可能ですか？

A6. はい。振込口座を変更することはできます。学校教育課の窓口に来られるか、お問い合わせください。

Q7. 結婚、離婚等で世帯構成員に変更があります。どうしたらいいですか？

A7. 速やかに学校教育課までお知らせください。

Q8. 新入学用品費の入学前支給を希望していますが、入学前に転出するかもしれません。どうしたらいいですか？

A8. 転出する可能性がある方は、申請前に学校教育課にお問い合わせください。

Q9. 就学援助の申請をしたか忘れました。振込希望口座を忘れました。教えてくださいませんか？

A9. はい。学校教育課にお問い合わせください。お調べします。

Q10. 認定基準額を超過しているかもしれません。申請してもいいですか？

A10. はい。申請は受け付けます。審査の結果は後日、郵送でお知らせします。

Q11. 新入学用品費の入学前支給の申請の結果が認定でした。再度就学援助の申請が必要ですか？

A11. いいえ。新入学用品費の入学前支給の申請で認定となった場合、就学援助のほかの費目についても支給対象となりますので、当年度の分を再度就学援助の申請をする必要はありません。

Q12. 医療費のことについて教えてください。

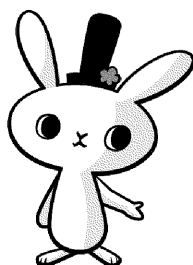
A12. 医療費は、太宰府市教育委員会が発行した医療券を保護者が使用することによって、保護者が本来負担する（病院で支払う）額を、太宰府市教育委員会が代わりに支払う制度ですが、どの病気も適用になるわけではありません。学校での健康診断の結果対象になる場合、医療券を発行します。

※7月以降の認定者は、医療券の発行対象にはなりません。

《参考》医療券の発行対象は、学校保健安全法施行令第8条に定める以下の学校病のみです。

トラコーマ及び結膜炎・白せん、かいせん及び膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎及びアデノイド・う歯・寄生虫病（虫卵保有含む。）※但し、アレルギー性の疾病は対象外となります。

お気軽にお問合せ
ください☆



問い合わせ先

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号
太宰府市教育委員会 教育部 学校教育課 義務教育係
☎ 092-921-2121 (内線) 478・469・448

《参考資料》

お知らせの表、「◆援助の対象となる方」の(3)市民税所得割額について
下記の太枠で囲まれている金額(世帯の合計額)が「審査対象額」です。

- 基準額は、お子様の人数(16歳未満の扶養親族)の人数によって変更になります。(案内文書参照)
- 住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除等を受けている方は、控除前の所得割額が審査対象額になります。

※令和2年1月1日現在、太宰府市に在住されていた方は原則として提出する必要はありません。
(太宰府市外に在住されていた方は、令和2年度課税証明書の提出が必要になります)

◎住民税の課税明細書(自営業等の方)

年度 市民税・県民税課税明細 様

所得金額		所得控除額		課税所得金額	
給与収入	円	雑損	円	総所得	円
給与所得	円	医療費	円	分離短期	円
公的年金等収入	円	社会保険料	円	分離長期	円
雑(公的年金等)	円	小規模	円	株等譲渡	円
雑(公的年金等以外)	円	生命保険料	円	上場株式等の配当等	円
営業等	円	地震保険料	円	山林・先物	円
農業等	円	障害者	人 万円	市民税	円
不動産	円	寡・勤	円	県民税	円
利子	円	配偶者	円	税額控除前所得割	円
配当	円	配偶者特別	円	調整控除額	円
総合譲渡・一時	円	扶養	人 万円	税額控除	円
総所得合計	円	基礎	円	住宅借入金等特別税額控除額	円
分離課税分の所得金額		合計	円	配当割控除額・株式等譲渡所得割控除額	円
短期譲渡	円	参考		所得割	円
長期譲渡	円	手扶養親族	人	均等割	円
一般株式等の譲渡	円	あなたの		合計税額	円
上場株式等の譲渡	円	年度の			
上場株式等の配当等	円	市民税県民税合計税額			
先物取引	円				
山林	円				

※寄附金税額控除は上記税額控除に含まれます

給与特別徴収額・既課税額	年金特別徴収税額	差し引いた普通徴収税額
円	円	円

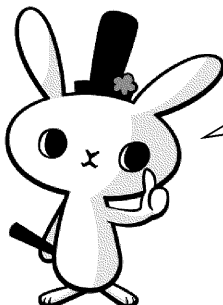
所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割控除額

◎給与と所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)
(会社員等)

給与収入	主たる給与以外の合計	課税所得①	所得割額②	均等割額③	特別徴収税額④	控除不足額⑤	既納付額⑥	変更前税額⑦	増減額⑧(⑤-⑥)	変更月	月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	月	月													

(単位：円)

問合せ先
税務課 市民税係
(092)921-2121
内線330・331・336



該当するかわからない方でも申請 OK!
該当するかどうかは、教育委員会が判定します。
迷ったら申請しましょう!